

会 議 録

1 会議名

令和2年度 第1回津有区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 地域協議会の概要について（公開）

(2) 協議事項（公開）

- ① 会長・副会長の選任について
- ② 地域協議会の運営方法等について
- ③ 年間スケジュールについて
- ④ 地域活動支援事業について

3 開催日時

令和2年5月25日（月）午後7時から午後9時まで

4 開催場所

津有地区公民館 大会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・委員：猪俣敦子、大滝英夫、小林 進、千代金治、相馬祐一、田中博三、中島 功、
藤井 修、藤本孝昭、古川勝夫、古川 仁 （欠席1名）
- ・事務局：中部まちづくりセンター 本間センター長、藤井係長、山崎主事

8 発言の内容（要旨）

【山崎主事】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、成立を報告

【本間センター長】

- ・市長メッセージ代読

【委員及び事務局】

- ・自己紹介

【山崎主事】

次第 4 議題「(1) 地域協議会の概要について」に入る。

【本間センター長】

- ・地域自治区制度及び地域協議会の役割について概要を説明

【山崎主事】

次第 4 議題「(2) 協議事項」の「① 会長・副会長の選任について」に入る。

- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、会長が決定するまでの間は、本間センター長が議長を務めることを説明

【本間センター長】

会長・副会長の選任について事務局から説明する。

【山崎主事】

- ・会長・副会長の選任に係る規定、会長の役割について説明

【本間センター長】

今ほどの説明について質疑を求める。

(発言なし)

他の区では、まずは立候補、立候補がなければ推薦で選出した。また、先ほどの事務局の説明にもあったように、津有区は南部地区・北部地区に分かれているため、交代で会長をしてきたとの経緯がある。改めて、会長の選任方法について意見を求める。

(発言なし)

発言者を指名する。藤本委員、何か意見等あるか。

【藤本委員】

自分はよく分からないのだが、前例にならい北部と南部に分かれて考えた場合、前期委員は北部から会長を、南部から副会長を選出したとのことなので、その順序から考えると今回は南部から会長を、北部から副会長を選出することになると思う。その方法を取るのであれば、委員が南部と北部に分かれて決めるとの手もあるように思う。

【本間センター長】

他に意見等あるか。

(発言なし)

では今ほどの藤本委員の意見である、南部から会長、北部から副会長を選出し、委員はそれぞれの地区に分かれて決める方法に、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

ではそのように進める。委員は、南部と北部の2つの地区に分かれて選出願う。南部と北部の分け方としては、上雲寺小学校区と戸野目小学校区と聞いているが間違いないか。

(よしの声)

— 2地区に分かれて選任 —

協議を再開する。

今ほど、南部地区より会長、北部地区より副会長をそれぞれ選出することとし、その結果、南部地区からは藤本委員が会長として推薦された。北部地区からは副会長として、田中委員が推薦された。

最初に会長に藤本委員を選任することに賛成の委員は挙手願う。

(9人挙手)

採決の結果、会長は藤本委員に決定する。

次に副会長に田中委員を選任することに賛成の委員は挙手願う。

(10人挙手)

採決の結果、副会長は田中委員に決定する。

本来であれば会長決定後、会長の進行にて副会長を選任する段取りとなるが、委員の協力のもと副会長まで決定した。会長が決定したため、以降の議事進行は藤本会長より願う。これより藤本会長と進行について若干の打合せを行うため休憩をとる。

— 休憩 —

【山崎主事】

会議を再開する。先ほど藤本会長、田中副会長が選任されたため、改めて2人より挨拶願う。これ以降の議事進行は藤本会長より願う。

【藤本会長】

・挨拶

【田中副会長】

・挨拶

【藤本会長】

引き続き、次第 4 議題「(2) 協議事項」の「② 地域協議会の運営方法等について」に入る。

最初に「会議の座席順」について事務局に説明を求める。

【山崎主事】

- ・資料No.1 に基づき説明

【藤本会長】

今ほど事務局より、座席順については名簿順としてはどうかとの提案があった。事務局提案のとおりとしてよいか。

(異議なしの声)

では座席順については反時計回りに名簿順とする。

次に「会議の招集請求に必要な委員の数」について、事務局に説明を求める。

【山崎主事】

- ・資料No.1 に基づき説明

【藤本会長】

会議の招集請求に必要な委員の数について、意見を求める。

(提案のとおり異議なしの声)

では事務局提案のとおりとしてよいか。

(よしの声)

事務局の提案としては、「4分の1以上」ということで、委員 12 人の 4分の1であるため、「3名」とする。

次に「会議録の確認者」について事務局に説明を求める。

【山崎主事】

- ・資料No.1 に基づき説明

【藤本会長】

今ほど事務局より、会議録の確認は名簿順としてはどうかとの提案があった。事務局提案のとおりとしてよいか。

(よしの声)

会議録の確認者については、会長及び名簿順の 1 人、計 2 人で確認することと決する。従って、今回の会議録の確認者は、会長である自分と名簿順で猪俣委員での確認とする。

次に「会議の開催日時」について事務局に説明を求める。

【山崎主事】

・資料No.1に基づき説明

【藤本会長】

会議の開催日時について事務局より説明があったとおり、時刻を固定せずにその都度決める方法もある。これについて意見を求める。

【千代委員】

地域協議会は毎月1回と固定されていくのか。それとも不定期開催で、会長が必要と認めた際に招集するかたちとなるのか。

【藤井係長】

議題がある際に招集するかたちとなり、開催については会長と相談の上、進めていくことになる。これまでは基本的に月1回のペースで開催してきた。

【藤本会長】

会議の開催について質問等あるか。

【千代委員】

先ほどの自己紹介の中で、有職者の委員もいた。例えば、曜日に関しては平日になるのか、または週末になるのかは会長の采配になっていくと思う。

また時間については、有職者のことを考えると6時半開始では早いように思う。そのため、本日と同様に「7時開始」としてはどうかと考えている。

会議の招集については会長の采配であり、曜日は固定しなくてよいと思うが、時間だけは固定したほうがよいと思っている。

【藤本会長】

基本的には「平日の夜の開催」を前提としている。曜日は固定せずに時間のみを固定し、6時半では少し早いため7時開始との意見があった。

【田中副会長】

開始時間について「6時半」と「7時」で採決を取ってはどうか。

【藤本会長】

では採決をとる。採決方法は挙手としてよいか。

(よしの声)

開始時間について、「6時半開始」に賛成の委員は挙手願う。

(6人挙手)

次に「7時開始」に賛成の委員は挙手願う。

(4人挙手)

採決の結果、「原則6時半開始」に決定する。協議内容等により開始時間が前後する場合もあるが、基本的には「平日の6時半開始」とし、曜日等についてはその都度決定するとしてよいか。

(よしの声)

次に「会議の会場」について事務局に説明を求める。

【山崎主事】

・資料No.1に基づき説明

【藤本会長】

会議の会場について、事務局より提案のあったとおりとしてよいか。

(異議なしの声)

ではファームセンターと津有地区公民館を交互に使用することとする。次回はファームセンターとなる。次に「書面による審議」について事務局に説明を求める。

【山崎主事】

・資料No.2に基づき説明

【藤本会長】

今の説明に質疑を求める。

(発言なし)

自分から1つ質問である。例えば、想定される諮問案件とは具体的にはどのような案件があるのか。

【藤井係長】

個別に想定される具体的なものはないが、例えば公の施設について、市の財政健全化の取り組みの中では人口・使用状況・施設の老朽化の状況を見ながら、施設の統廃合や再配置を進めているものがある。仮にそういった案件が津有区内にあった場合、地域住民への影響について尋ねるといった諮問案件が考えられる。

【藤本会長】

具体的例としては、住民の利用施設等を「廃止する」といった市の考えが出された際に、地域協議会に諮問をし、地域協議会として答申をする、それを受けて最終的に

市長が判断するための「書面審議」ということでよいか。

【藤井係長】

そうである。

【藤本会長】

他に質問がないようであるため、資料に沿って進めていく。

最初に「実施の条件」についてである。資料には2つの案が記載されている。これについて意見を求める。

(発言なし)

では資料記載の案のとおりとしてよいか。

(よしの声)

では、「実施の条件」については案のとおりとする。

次に「実施の判断」について、資料には「会長が決定」、「正副会長の協議により、会長が決定」、「過半数の委員が書面議決に賛同した場合」の3つの案が記載されている。あるいは「その他」ということも考えられる。これについて意見を求める。

【中島委員】

「会長が決定（会長に一任）」でよいと思う。会長が即時に回答するという事はないと思っている。会長が案件を受け、その後副会長に相談するか否かは自由である。

また、この場で「正副会長の協議により、会長が決定」と決した場合、その協議内容を記さなければならなくなる。よって、「会長に一任」としておき、あとは会長の判断とすることが1番簡単な方法であると考えている。

【田中副会長】

この場で決定した内容は、今期4年間変わらないのか。

【藤井係長】

基本的には変わらないが、変えるための協議をすることは可能である。

【藤本会長】

他に意見等あるか。

【大滝委員】

会長と副会長で協議した内容も、議事録として残すのか。

【藤井係長】

一言一句議事録で残す必要はないと思うが、「正副会長が協議をし、このような結

果となった」旨を何かしら事務局として残しておく必要があると思っている。

【藤本会長】

資料記載の3案で採決を取ってよいか。

(よしの声)

1つ目の「会長が決定」に賛成の委員は挙手願う。

(8人挙手)

過半数である8人の挙手があったため、他の案は決を取らず決定する。

先ほど意見があったように副会長と相談との記載はないが、基本的には副会長に相談をすることが前提だと思っている。ただし、それは公には出ないことを承知してほしい。

次に「表決」についてである。地域協議会としての意思決定の方法について、資料では「委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす（賛否同数のときは会長の決するところによる）」とあり、通常の会議を開催することと同様のかたちにて決することだと思う。これについて意見を求める。

(発言なし)

では案のとおりとしてよいか。

(よしの声)

では案のとおりとする。

次に「附帯意見の取扱」については3つの案が記載されている。1つ目は「会長が決定」、2つ目は「正副会長の協議により、会長が決定する」、3つ目は「意見集約の結果及び答申案の確認において、要否を表明することとする」である。その他も含めて、意見を求める。

(発言なし)

では案を基に採決を取る。まず1つ目の「会長が決定」に賛成の委員は挙手願う。

(9人挙手)

これについても「会長が決定」とするが、先ほどと同様に考えていきたいと思っている。

では改めて確認する。書面による審議について、「実施の条件」は「案のとおり」、「実施の判断」は「会長が決定」、「表決」は「案のとおり」、「附帯意見の取扱」は「会長が決定」と決した。

では資料No.1に戻り、裏面記載の「地域協議会だよりの発行」と「自主的審議の提案方法」について、事務局に説明を求める。

【山崎主事】

- ・資料No.1に基づき、詳細は改めて審議いただくことを説明

【藤本会長】

以上で次第 4 議題「(2) 協議事項」の「② 地域協議会の運営方法等について」を終了する。

次に「③ 年間スケジュールについて」事務局に説明を求める。

【山崎主事】

- ・資料No.3に基づき説明

【藤本会長】

今ほど事務局より年間スケジュールについての説明があったが、8月以降のスケジュールについては改めて諮ることとし、7月までのスケジュールについて、今の説明に質疑を求める。

(発言なし)

地域活動支援事業については、すでにゴールが決まっているため、スケジュールのとおり動かなければならない。また地域協議会だよりにについても、すでに発行が決まっているものである。資料記載の案のとおりとしてよいか。

(よしの声)

以上で次第 4 議題「(2) 協議事項」の「③ 年間スケジュールについて」を終了する。

続いて「④ 地域活動支援事業について」事務局に説明を求める。

【山崎主事】

- ・参考資料 1、資料No.4に基づき説明

【藤本会長】

今ほど今年度の審査に限り、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からヒアリングに代えて、文書での質問・回答としてはどうかとの提案があった。これについて質疑を求める。

【小林委員】

今ほど説明のあったスケジュールは「今年に限り」ということだと思うが、ヒアリ

ングを実施するにしても本日配布された提案書を1週間で見て、採点をつけるということか。今年度は11件の提案がされているが、委員各自が個々に提案内容を確認し、採点するのか。

【藤井係長】

工程としては、提案内容を確認し疑問点を質問として考えることが、最初の1週間にやっていただくこととなる。その質問について、ヒアリングを実施し提案者より直接回答を得るのか、あるいは文書による質問・回答をするのかについて協議いただいている。その後、質問に対する回答が分かった段階より採点に入るかたちになる。

【小林委員】

この「1週間」との期間設定は妥当な日程なのか。それとも、昨年度はもう少し長い時間を掛けて質問等ができたのか。

【藤井係長】

今年度については、委員改選もあったため審査スケジュール自体が1月弱程度後送りとなって始まっている。また、「1週間」との日程については、あまり余裕があるわけではないが、他の区でも同様の日程にて進めている。確かに多忙な委員には苦しい部分もあると思っている。

【藤本会長】

まずは提案書を確認し、疑問点や質問がないか検討する。その結果としてヒアリングの実施、または質問事項の書面での提出により提案団体から回答を受けた後、採点作業を行うことになる。その後各委員が採点した結果を集約し、最終的に採択するか否かを決定するとの流れになる。その途中段階として、ヒアリングの実施の有無を決定したいと思う。これについて意見を求める。

【千代委員】

初めてであるため昨年度までの流れはわからないが、昨年度までにヒアリングを実施したことはあるのか。それとも、これまでもヒアリングを実施したことはなく、地域協議会委員のみで協議し採択事業を決定していたのか。

【藤本会長】

先ほどの事務局の説明では、例年はヒアリングを実施しているが、今年度については新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、集まることを避けるためにヒアリングに代えて書面による質問・回答としてはどうかとの提案である。つまり、例年はヒ

アリングを実施している。今年はヒアリングをやらずに委員からの質問を提案団体に書面で送り、提案団体からの回答を一覧表にして委員に配布して、採点をするという流れにするか否かということである。改めて意見を求める。

(発言なし)

では、ヒアリングについて採決を取る。今年度に限り、ヒアリングをせずに書面による質問・回答に賛成の委員は挙手願う。

(7人挙手)

過半数の賛成があったため、今年度に限りヒアリングはせず、書面による質問・回答を実施することに決定する。

【田中副会長】

採決を取った後ではあるが、ほとんどの委員は審査に慣れていないと思う。そのため、ヒアリングを実施できるのであれば、実施したほうがよいと思っている。状況的に実施が難しい場合は、書面での質問・回答に変更せざるを得ないと思う。

【大滝委員】

ヒアリングは提案のあった11団体の代表者がくるのか。実際に来る人数としては、どの程度の人数なのか。

【藤井係長】

ヒアリングを実施する場合、提案のあった11団体が参加をする。ヒアリングでは提案団体に順番に部屋に入ってもらい、事業概要の説明をしてもらうかたちになると思う。

【古川 仁委員】

ヒアリングは全事業が行うのか。

【藤井係長】

ヒアリングを実施する場合、全事業が対象となる。

【千代委員】

ヒアリングは提案のあった11団体が参加し、委員からの質問があればその場で回答を得るということでしょうか。またその場で各団体の採択を決定するのか。

【藤井係長】

ヒアリングの流れについて補足である。当日は事業提案者を1団体ずつ部屋に呼び、まず4分から5分程度で事業の概要説明をしていただく。その後に委員からの質問の

時間を設けその場で回答を得ていた。ヒアリング当日は、その流れを全提案団体に行う。その日は委員に採点票を持ち帰ってもらい、自宅にて採点を行うかたちをとっていた。

【千代委員】

振り出しに戻して申し訳ないが、やはりヒアリングは必要だと思う。事業内容によっては、書面だけではわからない部分もあると思う。自分としては、生の声も聞きたいと考えている。確かに新型コロナウイルスの問題もあり、いろいろな問題で簡略化することはよいことかもしれない。しかし事業をしようとしている団体の人たちと対面して話を聞く機会は必要だと思う。確かに新型コロナウイルスは大変な問題であるが、ヒアリングについて簡略化するのは違うように思う。

また、提案者が直接来るのは1回だけである。1日にすべての提案団体がヒアリングを行うため、時間はかかるがそれは仕方のないことであり、必要な工程であると思う。採決を覆すような発言をして申し訳ない。今一度考えてほしい。

【藤本会長】

本来であれば、採決を取った後に見返すといったことを行っているのは会議が進まなくなってしまうため好ましくはない。しかし、補助金に関わる内容でもあるため、改めて採決を取るか否かについて各委員の意見を確認したい。

【中島委員】

事務局からの提案については、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、現状のままであればヒアリングの実施は困難との市の方針だと自分は思っている。もし津有区でヒアリングを実施するのであれば、また違った対応を考えなければならないということだと思う。それでなければこのような提案はしないと思う。3密を避ける、新しい生活様式といったものを考えて、実施は困難だと市は判断したのだと思う。新型コロナウイルスが今年度中に収束してくれるとよいが、現状では次年度以降もどうなるのか分からない状況である。今年度は書面による質問・回答を実施してみて、「文書を書くことが苦手なため話をさせてほしい」といった意見等が出た際には、意見を取り上げる方法を何かしら考える必要があると思う。例えば、質問票の回答欄に提案団体側の意見等を記載してもらってはどうか。結論として、市としては「集めるな」ということだと自分は思っている。

【藤本会長】

他に意見等あるか。

(発言なし)

いろいろな考え方があるとは思う。1つ目は「慣れていないためヒアリングを実施したほうがよい」との意見、2つ目は「重要なことであるためヒアリングは実施すべき」との意見、3つ目は「本来であればヒアリングは実施すべきではあるが、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにできる限り安全策を取ったほうがよい」との意見であった。本日、総理大臣が緊急事態宣言の解除宣言をすると報道されていた。しかし今後、第2波・第3波が来る可能性も十分に考えられると思っている。そういった状況の中で事務局としては「できるだけ安全策がよい」と考えていると思う。それらを今一度勘案し、改めて採決を取りなおしたいと思うがよいか。

(よしの声)

最初に、ヒアリングを実施することに賛成の委員は挙手願う。

(3人挙手)

次に、ヒアリングを実施しないことに賛成の委員は挙手願う。

(7人挙手)

採決の結果、3対7であったため、今年度はヒアリングを実施せず、書面による質問・回答とする。とても大事な内容であるため、1週間と限られた時間ではあるが各自質問票の記入を願う。提案する側としては思いを込めて作成した提案書だと思うため、それに対して応えていけるような活動していかなければならないと思っている。

引き続き、「文書での質問・回答後の流れ」について事務局より説明を求める。

【山崎主事】

- ・参考資料2、3、4に基づき、採点方法、審査方法、昨年度の採択状況について説明

【藤本会長】

今の説明に質疑を求める。

(発言なし)

引き続き、第2回地域協議会の日程について協議したいと思う。資料No.4を確認願う。先ほどスケジュール案2と決定したため、第2回地域協議会については「採択すべき事業の決定」として、6月29日(月)から7月3日(金)の間で次回の協議会を行いたいと考えている。

— 日程調整 —

- ・ 次回の協議会：6月29日（月）午後6時30分から
- ・ 次回以降、基本的には月曜日開催（状況に応じて、決定）
開催会場については調整の上、改めて事務局より案内がある。
以上で次第4議題「(2) 協議事項」「④地域活動支援事業について」を終了する。
次に「(3) その他」に入る。委員や事務局から何かあるか。

【本間センター長】

今後、地域活動支援事業の審査をする上で大事なことであるためお伝えしておく。本日配布した提案書にある、下池部町内会から提案された「津-7 消火栓格納庫内の常設備品設置による防火啓蒙事業」についてである。地域活動支援事業に提案いただくと、事務局において市の各担当課に、市の方針や施策と相違していないか等の所見を確認している。下池部町内会からの提案に対して、市の市民安全課から「消火栓の使用は、常日頃から訓練を行っている消防士や消防団に限られている。今回補助申請している機材については、地域で使用することはできない。」との回答があった。そのためこの事業について、今後どのように取り扱うかを現在協議している。については、「津-7」の質問票は記載しなくてよいこととする。今後どのような審査の流れがよいか決定次第、連絡する。

【藤本会長】

「津-7」についての質問票は記載せず、事務局より改めて連絡があった際にはその指示に従って対応することとする。他に発言等あるか。

（発言なし）

- ・ 会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 中部まちづくりセンター

TEL：025-526-1690（直通）

E-mail：chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。